

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市保健所手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第2の56の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表57の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 258,456円也
- 3 損害賠償の原因

令和2年1月22日、盛岡市西松園二丁目地内において、市道清水頭西松園二丁目2号線の樹木
が倒れ、隣接する駐車場に駐車していた車両を損傷したことによる。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 376,100円也

3 損害賠償の原因

令和2年2月6日、盛岡市盛岡駅前西通2丁目18番11号地先において、公用車が信号待ちをしていた相手方の車両に追突し、車両を損傷させたことによる。

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお
り専決処分する。

令和2年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

[REDACTED]

2 損 害 賠 償 の 額 金 119,647円也

3 損害賠償の原因

令和2年2月22日、盛岡市永井1地割地内において、市道永井街道線に設置してあった看板が
強風により飛ばされ、停車していた車両にぶつかり損傷したことによる。

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損 害 賠 償 の 額 金12,400円也
- 3 損害賠償の原因

令和2年2月24日、盛岡市前九年三丁目地内において、市道新幹線側道13号線を自転車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに前輪を落として転倒し、所持品を損失したことによる。

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損 害 賠 償 の 額 金40,249円也

3 損害賠償の原因

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング4階メトロポリタンホールにおいて、令和2年3月9日に開催予定だったもりおか就職ガイダンスを中止し、会場予約を取り消したことにより、損害が発生したことによる。

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月9日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金12,900円也

3 損害賠償の原因

令和2年3月4日、盛岡市本宮字大柳地内において、市道本宮65号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月9日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損 害 賠 償 の 額 金36,080円也

3 損害賠償の原因

令和2年3月12日、盛岡市八幡町地内において、市道中ノ橋通一丁目八幡町線を自動車で走行中、道路表面の破損したブロックが跳ね上がり、車両を損傷したことによる。